

1

中学3年生までのお子さんのいる世帯の皆さまへ

子ども手当の申請はもうお済みですか？

平 成22年4月から子ども手当制度が始まりました。

中学3年生までの子どもを養育されている方に手当が支給されます。

平成22年4月1日時点で支給要件に該当する場合は、平成22年9月30日までに新規認定請求をすれば4月分から遡って支給されます。まだ手続きがお済みでない方は、お早目に手続きをお願いいたします。

なお、9月30日以降に請求があった場合や、平成22年4月1月以降に支給要件に該当することとなった場合は、請求のあった月の翌月分からの支給となります。

詳しくは、住民課住民年金係（2番窓口）にお問合せください。



問合せ先

住民課 住民年金係

☎ 65・3301

2

町制施行70周年記念誌「町勢要覧」企画

「桂川町内の食事処紹介」掲載店募集

今 年が、町制施行70年になるのを記念して、現在、町内外に対して桂川町の魅力、見どころをアピールし、

町民の皆さまにも手にとって活用していただける「町勢要覧」（※各戸配布）の作成を行っております。

その中で、「桂川町内の食事処紹介」（※仮称）と題して、「家族や友だち同士で気軽に利用できる、ランチ、定食などの飲食物を提供するお店紹介」を予定しています。

このことに伴い、掲載を希望するお店を募集します。

【募集対象】

平成22年10月1日現在で、既に桂川町内で営業している飲食店

※但し、風営法の適用を受けるお店は除きます。

【募集締切・受付方法】

10月31日まで

◎電話受付：土日・祝日を除く平日8時30分～17時15分

◎メール受付：店舗名、住所、連絡先電話番号を次のメールアドレスまで送信してください。

《e-mail》 kohodensan@town.keisen.lg.jp

【その他】 掲載料は不要です。但し、掲載に際し条件等がありますので、詳しくは、お問合せください。

申込・問合せ先

町制施行70周年記念誌「町勢要覧」

編集委員会事務局（総務課 広報電算係内）

☎ 65・1082 (直通)、65・1100 (代表)